

令和5年度

定期監査結果報告書

中津川市監査委員

中監査第28号

令和6年2月14日

中津川市長 小栗 仁志 様
中津川市議会議長 吉村 浩平 様
中津川市関係行政委員会の長 様

中津川市監査委員
光岡 要次郎
黒田 ところ

令和5年度定期監査の結果について

令和5年度の定期監査を地方自治法第199条第4項の規定により実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

目 次

1	監査の期間	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲及び方法	3
4	監査の結果	3

1 監査の期間

前期 令和5年 7月6日から令和5年 8月17日まで

後期 令和5年10月3日から令和5年11月20日まで

2 監査の対象

令和4年度中津川市の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理と現況について、次の部・課等の監査を行った。

■市長部局

次世代交通研究室

■市長公室

秘書課・人事課

■政策推進部

政策推進課・広報広聴課・まちづくり推進室

■総務部

総務課・DX推進課・防災安全課・消費生活相談室・財政課・資産経営課
・税務課

■定住推進部

定住推進課・市民協働課・山口総合事務所・坂下総合事務所・川上総合事務所・加子母総合事務所・付知総合事務所・福岡総合事務所・蛭川総合事務所・中津事務所・苗木事務所・坂本事務所・落合事務所・阿木事務所
・神坂事務所

■市民福祉部

社会福祉課・高齢支援課・介護保険課・子ども家庭課・子育て支援センター・子育て世代包括支援センター・健康医療課・健康寿命対策室・地域総合医療センター・国保直診診療所・新型コロナウイルスワクチン接種対策室・市民保険課・中津川市火葬場

■農林部

農業振興課・有害鳥獣対策室・家畜診療所・畜産センター・林業振興課・

農林整備課

■商工観光部

工業振興課・企業誘致推進室・商業振興課・観光課

■文化スポーツ部

生涯学習スポーツ課・中央公民館・図書館・蛭川済美図書館・文化振興課・
鉱物博物館・市史編さん室

■リニア都市政策部

都市住宅課・建築管理室・リニア対策課・リニア推進坂本事務所・駅周辺
企画課・区画整理課

■建設部

建設課・維持事業室・用地課・管理課

■環境水道部

環境政策課・メモリアル施設及び環境整備推進室・環境センター・汚泥処
理センター・水道課・下水道課・浄化管理センター・水道経営課

■病院事業部

中津川市民病院・国保坂下診療所・坂下老人保健施設

■消防本部〈中消防署（坂下分署）・西消防署（蛭川分署）・北消防署（加
子母分署）含む。〉

■会計課

■教育委員会事務局

教育企画課・施設計画推進室・学校教育課・教育研修所・幼児教育課・発
達支援センター・阿木高等学校・第一中学校・第二中学校・苗木中学校・
坂本中学校・落合中学校・阿木中学校・南小学校・東小学校・西小学校・
苗木小学校・坂本小学校・落合小学校・阿木小学校・阿木こども園・下野
保育園

■議会事務局

■農業委員会事務局

■監査委員事務局

3 監査の範囲及び方法

(1) 範囲

各部課等における収入、支出、契約、現金の出納保管、財産管理等の事務の執行について、合法性・正確性、支出の経済性・効率性、事務運営の合理性・健全性等の観点から監査を行った。

(2) 方法

事前に提出された監査資料に基づき、関係職員から事務・事業の概要、執行状況、本年度の重点目標、課題等について説明を受け、質疑を行った。必要に応じ関係書類を点検し、併せて収入・支出のうち重要性が高いと思われる事業を試査により抽出し、証拠書類等と照合した。

4 監査の結果

各課等の事務・事業の執行状況については、全般的に適正であることを確認した。軽易な事項については、その都度口頭により伝え、指摘・改善事項については、進捗管理システムを活用し、その後の対応状況を監察している。

なお、主な監査意見は、次のとおりである。

(1) 単価契約の事務処理について

契約事務は「中津川市契約規則」及び「契約事務の取扱いについて（平成2年3月25日通知、令和4年3月31日改正）」等に基づいて行われており、概ね適正な処理がなされていると認められたが、一部単価契約によるもののなかで、予算内ではあるが予算執行同の決裁額を超えて執行されているものが見受けられた。単価契約による予算執行の事務処理方法について、より正確かつ合理的な処理方法を検討されたい。

(2) 不納欠損の処理基準について

市税については、「中津川市市税滞納処分の執行停止に関する要綱」に基づき不納欠損の処理が行われ、市税以外の諸納付金についても、要綱は定められてはいないものの、市税と同様の基準に基づき不納欠損の処理が行われていると認められた。しかし、一部において滞納処分の執行停止の基準が明確化されていないものもあり、今後はその基準を明確にし、それに従い適正な処分が行われるよう努められたい。

(3) 企業会計における引当金の計上について

企業会計の退職給付引当金について、現在、病院事業会計において医療職及び病院専任事務職の退職金は、退職給付引当金として計上し支出されている。なお、一般行政職の退職金は一般会計から支給されており、引当金の計上はされていない。しかし、水道、下水道事業会計においては、退職手当要支給額に相当する額を引当金として計上しているが、実際は一般会計から支給されており、引当金からは支出されていない。こうした退職給付引当金の取り扱いを統一するため、現在、人事課と水道、下水道事業及び病院事業の担当課において調整が進められており、令和6年度に向けて引き続き現状の是正に努められたい。

(4) 福岡小学校建設工事の遅延について

福岡小学校建設工事は令和5年4月の新校舎開校に向けて実施されていたが、工事の遅延により、新校舎竣工は令和5年7月、新校舎開校が令和5年8月の夏休み明けとなった。この工事の遅延により、下野・福岡・高山小学校の統合小学校は4月から8月の新校舎開校までの間、旧福岡小学校を仮校舎として使用することとなり、そのための必要経費はもとより、学校生活、給食の提供、通学の方法、学童保育など様々な分野に渡り影響を及ぼすこととなった。こうしたことから第三者組織による遅延に関する事実関係の調査、原因分析及び再発防止策の検討が行われたところである。今後、これを受け、工事の遅延に対する対応及び再発防止に努められたい。

